

新しい公共支援事業実施要領（抜粋）

8 支援事業の報告

- (1) 都道府県から支援事業に係る業務を受託した中間支援組織等、第5の1の支援対象者及び第5の2の(5)及び(6)のモデル事業の事業実施主体は、実施事業終了後速やかに、成果をとりまとめるとともに自己評価を行い、都道府県に報告書（様式4）を提出するものとする。都道府県は、平成23年4月1日から6月、1年、1年6月、2年経過時及び支援事業終了時に、それまでに提出された報告書をとりまとめるものとする。
- (2) 都道府県は、(1)の報告に基づく支援事業の実績、支援事業の実績等を反映して更新した事業計画書、業務を受託した中間支援組織等の実施結果及び成果目標の達成状況等についてとりまとめるとともに、自己評価を行い、実績報告書（様式5）を作成するものとする。また、都道府県は、当該実績報告書を作成した後、速やかに運営委員会に報告するものとする。
- (3) 運営委員会は、(2)の実績報告書について第三者評価を行い、その結果について評価報告書（様式6）を作成し、都道府県に報告することとする。なお、第三者評価にあたり、運営委員会は、必要に応じて支援対象者、事業実施主体及び都道府県等から意見の聴取を行い、内容の修正等を行わせることができるものとする。
- (4) 都道府県は、(2)の実績報告書及び(3)の評価報告書を平成23年4月1日から6月、1年、1年6月、2年経過時及び支援事業終了時より2月以内に内閣総理大臣に提出（様式7）するとともに、これを公表するものとする。